

平成26年8月25日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成25年(レ)第430号 貸金請求控訴事件

原審：姫路簡易裁判所平成25年(ハ)第383号事件

口頭弁論終結日：平成26年6月2日

判 決

大阪市淀川区西中島五丁目7番11号

控 訴 人	株 式 会 社	ギ ル ド
上記代表者代表取締役	中 野	大 輔
上記訴訟代理人支配人	石 田	和 仁

兵庫県 XXXXXXXXXX

被 控 訴 人	XXXXXXXXXX		
上記訴訟代理人弁護士	土 居	由 佳	
同	竹 嶋	健 治	
同	前 田	正 次 郎	
同	吉 田	竜 一	
同	石 塚	順 平	
同	園 田	洋 輔	

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人は、控訴人に対し、41万2868円及びうち14万8342円に対する平成25年3月19日から支払済みまで年26.28パーセントの割合による金員を支払え。

第2 事案の概要等

本件は、控訴人（被控訴人との取引開始当時の商号はハッピークレジット株式会社〔以下「ハッピークレジット」という。〕であったが、その後吸収合併や商号変更を経て現商号となった。）が、被控訴人との間で締結した金銭消費貸借契約に基づき、被控訴人に対し、従前の貸付け及び弁済を利息制限法に従って引き直し計算した後の貸付金残金及び遅延損害金等の支払を求めた事案である。

原審は、被控訴人が負担する貸金債務は時効によって消滅したとして控訴人の請求を棄却したため、控訴人は、これを不服として本件控訴を提起した。

1 前提事実

以下の事実は、当事者間に争いがないか、掲記の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認定することができる。

- (1) 控訴人（平成14年2月25日以前は商号をハッピークレジットといい、その後吸収合併及び商号変更を経て現商号となった。）は、金融業並びに金銭消費貸借の媒介及び借入業務の代行業及び債権の回収等を業とする株式会社である。
- (2) 被控訴人は、平成14年2月25日、控訴人（ハッピークレジット）との間で、極度額を100万円として、次の約定の金銭消費貸借契約（以下「本件契約」という。）を締結した。
 - ① 利 息 年29.2パーセント（年365日の日割計算）
 - ② 遅延損害金 年29.2パーセント（年365日の日割計算）
 - ③ 弁 済 期 初回借入日から32日以内及び前回入金日の翌日より起算して31日以内に所定の分割金を支払う。
 - ④ 分割金の支払期日までに利息又は元金の支払を怠った場合は当然に期限の利益を失い、残元金に損害金を付して直ちに支払う。
- (3) 被控訴人は、平成14年2月25日に10万円、同月26日に5万円をそ

れぞれ借り入れ、同年3月29日に1万5000円を弁済した。

そして、被控訴人は、同年4月6日に1万1000円を借り入れた後、同月30日の支払を怠ったので、同日の経過により、本件契約に基づく債務（以下「本件債務」という。）の期限の利益を喪失した。

(4) 被控訴人は、控訴人に対し、平成25年2月19日に1万2000円を、同月21日に15万円をそれぞれ支払った（以下、これらを併せて「本件支払」という。）。

(5) 被控訴人は、控訴人に対し、平成25年3月5日ころ、本件債務について消滅時効を援用するとの意思表示をした。

2 争点

本件の争点は、「被控訴人が、消滅時効の援用権を喪失したか否か」である。

3 争点に対する当事者の主張

【控訴人の主張】

(1) 被控訴人は、前記第2、1(4)のとおり、本件債務の消滅時効が完成した後に本件債務の弁済として合計16万2000円を支払っており、これは消滅時効完成後の債務の承認に当たるから、被控訴人が消滅時効を援用することは信義則に反して許されない。

(2) 控訴人は、暴力行為や脅迫行為、詐欺的行為をすることなく取立行為に及び、被控訴人は本件債務の各弁済をして債務を承認しているから、被控訴人が消滅時効の援用をしないとの控訴人の信頼は信義則上保護される。

【被控訴人の主張】

(1) 本件支払は、10年間以上、時効中断の措置を講じることなく漫然と債権の実現を放置していた控訴人が、法的知識に乏しい被控訴人の自宅を突然訪れた上、別の担当者が電話で被控訴人に対して返済を執ように迫り、恐怖を抱いた被控訴人の状態に乗じてさせたものである。

(2) 消滅時効完成後に債務の一部を弁済した場合、その後、債務者に時効の

援用を認めない理由は、債務者が時効の援用をしないであろうという債権者の信頼を保護することに根拠があるところ、本件では、控訴人は、被控訴人の恐怖状態等に乗じて、消滅時効の成立を妨げる目的で、通常取引行為の範囲を逸脱した態様での取立行為をし、被控訴人はこれに応じて本件支払をしたものであるから、控訴人に保護すべき信頼が生じたとは認められない。したがって、被控訴人の消滅時効の援用は信義則に反するものではない。

第3 争点に対する当裁判所の判断

1 認定事実

前記第2, 1の前提事実と証拠（個別に掲記）及び弁論の全趣旨とを総合すれば、前記前提事実に加えて、以下の事実が認められる。

(1) 控訴人は、本件貸金債務につき、平成14年3月29日に1万5000円の弁済を被控訴人から受けて以降、平成22年2月25日までの間、被控訴人に対して本件債務の履行を請求していなかった。

控訴人は、被控訴人に対し、同日から平成24年11月28日までの間に、「督促状」、「最後通告書」及び「請求書」と題する書面などを多数回送付したが、被控訴人はそれらを破棄していた（以上につき、控訴人本人、甲2）。

(2) 控訴人の担当者■■■■（以下「■■■■」という。）は、平成25年2月19日、被控訴人の自宅周辺において、被控訴人に対して声をかけ、被控訴人であることを確認した後、過去にハッピークレジットで借金したかなどと問いかけたところ、被控訴人は、自己の使用している自動車内に■■■■を案内した。

車内に案内された■■■■は、被控訴人に対し、これから電話で話す相手からきつく言われるかもしれないが、はいはいと返事をするようにと伝え、控訴人へ架電した。■■■■の電話を受けた控訴人の担当者■■■■（以下「■■■■」

■)という。)は、被控訴人の所持していた携帯電話の番号を確認した後、その携帯電話へ折り返し架電した。

■は、被控訴人との電話において、本件債務の履行を求め、手持ちの金銭が幾らあるか、誠意を見せてもらわなければならないなどと言ったところ、被控訴人は、所持金を本件債務の弁済として支払わなければならないものと考えて、当時の全財産である自己の財布に入っていた1万2000円を■に支払った。

さらに、■は、被控訴人に対し、「こんなもんで話にならないでしょ。あなたの誠意はこんなもんですか。もう一度頑張って誠意を見せてくれ。」などと言って、同月21日に再び返事をするよう伝えて通話を終えた。

その後、被控訴人は、自身の家族に相談して、家族から15万円を用立ててもらった(以上につき、被控訴人本人、乙1)。

なお、本件支払当時、■及び■は、控訴人営業管理部債権課に所属していた(甲3、4)。

- (3) 被控訴人は、平成25年2月21日、■に電話をかけ、「幾ら頑張っても15万円しかできません。」と言ったところ、■は、被控訴人に対し、それを振り込むよう指示して上記金員を振り込ませた後、「そんなんじゃ足りないでしょう。あなたの誠意はそんなもんですか。そんなんじゃ話にならないでしょう。」などと言って更に弁済を迫った。

その後、被控訴人は、本件について弁護士に相談した(以上につき、被控訴人本人、乙1)。

- (4) なお、被控訴人は、本件支払の際、■及び■から暴言を吐かれたことはなく、本件支払当時においても、時効という言葉の意味自体は理解していた(被控訴人本人)。

2 検討

- (1) 債務者が、消滅時効完成後に債務の承認をすることは、時効による債務消

滅の主張と相容れない行為であり、債権者も債務者はもはや時効を援用しないと信頼するのが通常であるから、債務者が時効完成後に債務の承認をした場合、時効完成の事実を知らなかったときでも、その債務についてその完成した消滅時効の援用をすることは、上記債権者の信頼を害し、信義則上許されない（最高裁昭和37年(㊦)1316号同41年4月20日大法廷判決・民集20巻4号702頁参照）と解するのが相当である。

- (2) これを本件についてみるに、確かに、被控訴人が控訴人に対し、本件債務の消滅時効完成後に合計16万2000円を弁済したことは当事者間に争いがなく、また、控訴人担当者が被控訴人に対して本件債務の弁済を求めた際に暴力的言辞を用いて弁済を強要したような事情は認められず、被控訴人も消滅時効制度につき、長い時間が経過することにより借入れがなかったことになるものであるとの理解はしていたことが認められる。

しかしながら、上記1(1)の事情に、控訴人は債権の回収等を業とする会社であり、■■■■及び■■■■は控訴人営業管理部債権課に所属していた者であることを併せ考えれば、控訴人は、本件債務の取立てに当たり、本件債務について既に時効期間が経過し消滅時効が成立していること、債務者が債務承認をすれば消滅時効の援用権を喪失することを当然に認識しており、その上で被控訴人に本件債務の弁済を求め、一部でも弁済を受けることにより時効援用権を喪失させることを企図していたものと推認できる。このような事情に、控訴人（■■■■）は、消滅時効の完成後、更に約5年9か月が経過したころになって突然被控訴人の自宅を訪問して本件債務の返済を求めており、被控訴人は、暴力的言辞こそなかったものの、突然の自宅への訪問と本件債務の返済要求に困惑し、動揺した状態で有り金のすべてを■■■■に交付し、その後の返済について連絡することを約束させられていることなどの事情をも併せ考えれば、本件支払により、控訴人に、被控訴人がもはや時効を援用しないことに関する保護すべき信頼が生じたとはいえず、その後の被控訴人の消滅時

効の援用が信義則に反するとはいえないと解するのが相当である。

したがって、本件支払によって被控訴人が消滅時効の援用権を喪失したものと認めることはできないから、本件貸金返還請求権は、消滅時効によって消滅したものと認められる。

3 結論

よって、控訴人の本訴請求を棄却した原判決は相当であって、本件控訴は理由がないから棄却することとし、主文のとおり判決する。

神戸地方裁判所第6民事部

裁判長裁判官 工 藤 涼 二

裁判官 末 永 雅 之

裁判官 尾 島 祐 太 郎

これは正本である。

平成26年8月25日

神戸地方裁判所第6民事部

裁判所書記官

藤本育司

